

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年1月30日  
【会社名】 株式会社アイネット  
【英訳名】 I-NET CORP.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 佐伯 友道  
【本店の所在の場所】 横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号  
【電話番号】 045(682)0800  
【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 今井 克幸  
【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい五丁目1番2号  
【電話番号】 045(682)0800  
【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員 今井 克幸  
【縦覧に供する場所】 株式会社アイネット 東京事務所  
(東京都大田区蒲田五丁目37番1号)  
株式会社アイネット 中部支店  
(名古屋市中区新栄一丁目5番8号)  
株式会社アイネット 大阪支店  
(大阪市北区中崎西二丁目4番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社は、2026年1月30日開催の当社臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年1月30日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

##### 併合の割合

当社株式について、3,000,000株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2026年3月2日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

#### 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を株式会社東京証券取引所において取引することはできなくなるため、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第7条（自己の株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

第1号議案が本株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに、当社の株主はOFI・01株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第14条（基準日）及び第17条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年3月2日に効力が発生するものとします。

### (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第1号議案	134,662	144	0	（注）	可決 99.89
第2号議案	134,662	144	0	（注）	可決 99.89

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否について確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上